

# お墓を改葬される方へ

上越市福祉課

遺骨を現在納骨されている墓地・納骨堂等から移す場合は、現在納骨されている墓地・納骨堂等の所在地の市町村長の許可が必要です。

## 1 改葬の手続き

### (1) 墓地使用許可証等の入手

遺骨を移す先の墓地・納骨堂等（改葬先）の管理者から、受け入れの許可を証明する墓地使用許可証等の発行を受け、その写しを用意します。

### (2) 改葬許可申請書の入手と記載

- ① 申請書は、市役所、南・北出張所、各総合事務所の窓口から入手することが可能です。
- ② 記入例を参考に記載してください。
- ③ 複数人の改葬を行う場合は、改葬許可申請書別紙も記入してください。

### (3) 改葬前の墓地・納骨堂等を管理する者の証明

現在遺骨が納められている墓地・納骨堂等の管理者から、実際に納骨されていることの証明のため、改葬許可申請書に署名又は記名押印（法人の場合は記名押印）が必要です。

### (4) 改葬許可申請書の提出

市役所、南・北出張所、各総合事務所の窓口または郵送で下記まで提出してください。

#### 提出書類

- ① 改葬許可申請書 **必須**
- ② 改葬許可申請書別紙（複数人の改葬を行う場合必要となります。）
- ③ 墓地使用許可証等の写し **必須**
- ④ 改葬承諾書（申請者と墓地・納骨堂等の使用者が異なる場合必要となります。）  
**必要例**：改葬前の墓地等を申請者の親族等が墓地等管理者から使用許可を受けている場合。※改葬承諾書は、作成例を参考に作成してください。
- ⑤ 返信用封筒（郵送を希望する場合必要となります。返信用の封筒に84円切手を貼り、返信先住所、氏名を記入の上、同封してください。）

### (5) 改葬許可証の発行

郵送による改葬許可証の発行には、10日間ほど必要です。十分余裕を持って申請を行ってください。※交付を受けた改葬許可証は、改葬先の管理者に提出してください。

## 2 申請の際の注意

申請書は上記の「1 改葬の手続き」及び記入例を参考に記入し、添付書類等に漏れがないよう確認をお願いします。

事前にFAX等で書類一式をお送りいただくことにより、確認が可能です。

お急ぎの場合や様々なケースのご相談については、下記までお問合せください。

#### 提出・問合せ先

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3  
上越市 福祉課 墓地担当（1階）  
TEL 025-520-5845  
FAX 025-525-5157